

# 秘密保持契約書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。) 及び株式会社ルネサステクノロジ (以下、「乙」という。) とは、甲が SH-Mobile Consortium に参加し、乙の SH-Mobile シリーズプロセッサを利用した甲のシステムソリューション構築の技術的可能性を検討する (以下、「本検討」という。) に際して、甲乙間で開示される秘密情報の取扱いについて、以下の通り契約する。

## 第 1 条 (秘密情報の範囲)

1. 本契約において秘密情報とは、本検討のために、甲及び乙が相手方に対して本契約第 2 条に基づき秘密情報として開示する情報をいう。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は本契約における秘密情報には該当しないものとする。
  - (1) 開示の時点で既に公知になっているもの
  - (2) 開示の時点で既に保有していたもの
  - (3) 開示後、開示された者の責によることなく公知になったもの
  - (4) 正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの
  - (5) 開示された情報によることなく独自に開発したもの
3. 裁判所、政府機関又は法律により第 2 条に基づき秘密情報として開示された情報の開示を強制される場合は、当該秘密情報を受領した当事者は、事前に当該秘密情報を開示した当事者に通知するものとし、その保護措置及び開示後の秘密情報の取扱いにつき当事者間で協議する。

## 第 2 条 (秘密情報の開示)

1. 書面、その他有体物により秘密情報を開示する場合、開示日及び秘密である旨をそれらの有体物に表示する。
2. 口頭、映像、その他秘密である旨を明示して開示することが困難な方法・形態により秘密情報を開示する場合には、開示のときに相手方に秘密である旨の指定をし、開示後 30 日以内に、当該秘密情報の開示の場所、日時及び開示内容を簡潔に記載して、秘密である旨を明示した書面を相手方に提出するものとする。
3. 電子データ (電子・磁気記録媒体に保存した場合を含む。) により秘密情報を開示する場合、当該電子データを表示装置で表示する等可読性のある状態にした際に、当該情報が秘密である旨が明らかになるよう適切な表示をする。なお、電子・磁気記録媒体により秘密情報を開示する場合は、当該記録媒体又はそれに添付する送付状に秘密である旨を表示する。

## 第 3 条 (守秘義務)

1. 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密に保持、管理する。
2. 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を本検討以外のために使用してはならない。

3. 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を本検討に従事する必要最小限の自己又は関連会社の役員及び従業員にのみ開示できるものとし、相手方の書面による事前の承諾なく、当該役員及び従業員以外の第三者（以下、「第三者」という。）に開示してはならない。本契約において関連会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。
  - (1) 甲又は乙が、発行済み議決権付株式総数の過半数を直接又は間接に保有する（以下、「支配する」という。）会社
  - (2) 甲又は乙を支配する会社
  - (3) 前号の会社が支配する会社（甲及び乙を除く。）
4. 前項において、相手方から開示された秘密情報を関連会社又は第三者に開示する場合、甲及び乙は本契約に基づき自己が負うのと同等の義務を当該開示先に負わせ、かつ当該開示先の義務の履行につき一切の責任を負うものとする。
5. 本条に定める守秘義務の期間は秘密情報の開示後1年間とする。

#### 第4条（秘密情報の複写、複製）

甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を本検討のためにのみ必要最小限の範囲で複写、複製することができる。複写、複製した情報は当該秘密情報と同様に秘密に保持し、管理しなければならない。

#### 第5条（秘密情報の返却、廃棄）

甲及び乙は、本契約が満了もしくは終了した場合、又は相手方から書面による要求があった場合は、相手方から開示された有形の秘密情報及びその複写、複製物をすべて、相手方の選択により遅滞なく返却するか、又は廃棄する。廃棄する場合は、遅滞なく廃棄日、廃棄した内容及び廃棄方法を書面にて相手方に報告しなければならない。

#### 第6条（権利の許諾）

甲及び乙は、本契約に基づき自己の秘密情報を相手方に開示することによって、自己が現在又は将来所有する特許権（出願中のものを含む）、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他の知的所有権につき、その実施又は利用を相手方に許諾するものではない。

#### 第7条（輸出管理）

1. 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示又は提供された秘密情報、製品、ソフトウェア、関連技術その他一切の情報及びその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に販売、譲渡、輸出、賃貸又は使用許諾したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないこととする。
2. 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示又は提供された秘密情報、製品、ソフトウェア

ア、関連技術その他一切の情報及びその複製物を輸出、販売、使用許諾等する際は、「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法規ならびに適用となる輸出管理に関する法令及び規則に定められた必要な手続をとるものとする。

#### 第8条（契約の追加、変更）

本契約の追加又は変更事項は、書面に記載のうえ、甲及び乙が記名捺印しなければ効力を生じない。

#### 第9条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は200\_\_年\_\_月\_\_日から1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに甲及び乙から何ら意思表示がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。
2. 前項にかかわらず、本項、第1条第2項、第3条、第6条、第7条及び第11条の規定は本契約が満了又は終了した後も有効に存続する。

#### 第10条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項で解釈に疑義のある事項については、その都度甲及び乙で誠意をもって協議のうえ解決するように努める。

#### 第11条（裁判管轄）

本契約について万一紛争が起こった場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

200\_\_年\_\_月\_\_日

甲：

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

印

東京都千代田区大手町二丁目6番2号  
乙：株式会社ルネサステクノロジ  
システムソリューション統括本部  
システムソリューション第二事業部  
事業部長 茶木 英明

印